

「週休2日等工事試行試行要領 第I編～第III変（土木工事、港湾漁港工事編）」の運用 新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
<p>6 工事成績評価について（試行要領9関係）</p>	<p>6 工事成績評価について（試行要領9関係）</p> <p>(1) 発注者は、受注者が4週8休以上の休日を確保できた場合、様式4号の第1評定の5. 創意工夫「その他」の項目で加点評価を行う。</p> <p>(2) 発注者指定型において、受注者の責により4週8休以上の休日を確保できなかった場合、第1評定の「2. 施工状況」「II工程管理」において「d判定」とし、第2評定の「2. 施工状況」「II工程管理」において「3の項目を評価しない（×とする）」とする。（減点評価）</p> <p>なお、事業用地の取得・支障物件の移転・他機関協議の遅れや、大規模災害の発生等、週休2日未達成の原因が受注者の責によらない場合は減点を行わない。</p> <p>(3) <u>令和7年3月</u>までに起工する工事の減点措置は行わない。</p>	<p>6 工事成績評価について（試行要領9関係）</p> <p>(1) 発注者は、受注者が4週8休以上の休日を確保できた場合、様式4号の第1評定の5. 創意工夫「その他」の項目で加点評価を行う。</p> <p>(2) 発注者指定型において、受注者の責により4週8休以上の休日を確保できなかった場合、第1評定の「2. 施工状況」「II工程管理」において「d判定」とし、第2評定の「2. 施工状況」「II工程管理」において「3の項目を評価しない（×とする）」とする。（減点評価）</p> <p>なお、事業用地の取得・支障物件の移転・他機関協議の遅れや、大規模災害の発生等、週休2日未達成の原因が受注者の責によらない場合は減点を行わない。</p> <p>(3) <u>令和6年12月</u>までに起工する工事の減点措置は行わない。</p>
<p>7 附則</p>	<p>附則 この運用は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>附則 この運用は、令和6年5月25日以降に起工する工事から適用する。</p> <p><u>附則 この運用は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。</u></p>	<p>附則 この運用は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>附則 この運用は、令和6年5月25日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>―― ――</p>